

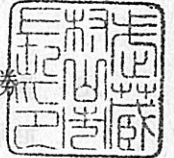


武蔵村山市公告第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体から同条第2項の公告を求める旨の申請があったので、同項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月1日

武蔵村山市長 藤野 勝



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称	後ヶ谷戸自治会
区域	東京都武蔵村山市 三ツ木三丁目 4番地から6番地まで、15番地、17番地から19番地まで、28番地から36番地まで、38番地から41番地まで、43番地、44番地、46番地から53番地まで、55番地から58番地まで 三ツ木五丁目 28番地、31番地、33番地から38番地まで、44番地 岸 三丁目 9番地、10番地、12番地、13番地、15番地、27番地から32番地まで、51番地から53番地まで 残 堀五丁目 82番地
主たる事務所	東京都武蔵村山市三ツ木三丁目51番地の1

2 不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
宅地	331.07㎡	東京都武蔵村山市三ツ木三丁目51番1

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者



武蔵村山市公営住宅課

4 異議を述べることができる期間  
平成31年4月1日から令和元年6月30日まで

5 異議申出の方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定により、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、提出すること。

6 異議申出書提出先  
武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係  
電話番号 042-565-1111（内線242）

武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係	〒206-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地1
電話	042-565-1111（内線242）

武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係	〒206-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地1
----------------------	--------------------------